

大東市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要領

令和3年4月30日

制定

（目的）

第1条 この要領は、野良猫への餌付け等により生じた住環境被害の軽減や殺処分される猫の数を減らすためTNR活動又は地域猫活動に取り組むボランティア団体に対し、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業により本市が取得したさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域で地域住民や自治会等により適正に管理されている野良猫をいう。
- (3) TNR活動 地域に住み着く野良猫を捕獲（T r a p）し、不妊・去勢手術（N e u t e r）を行い、元の場所に戻す（R e t u r n）活動をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティア団体が地域に住み着いた野良猫に不妊手術を受けさせ、その数を今以上に増やさないようにするとともに、今いる猫がその命を全うするまで、その地域において地域住民や自治会等が適切に管理していく活動をいう。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすボランティア団体とする。

- (1) 野良猫の生息する地域の住民や自治会等からの依頼を受け、TNR活動を行うことができる団体であること。
- (2) 野良猫に不妊手術を受けさせ、地域住民や自治会等が行う地域猫活動の支援を行う

ことができる団体であること。

- (3) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を受けさせることができる団体（多頭飼育者本人又はその親族を含む団体を除く。）であること。

（団体の登録）

第4条 チケットの交付を受けようとするボランティア団体は、あらかじめ、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録申請書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の登録申請があったときは、その内容を審査した上で、登録の可否を決定し、適当と認めるボランティア団体をさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその登録を取り消すことができる。

(1) さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録申請書に定める登録の条件を欠くに至ったと認めるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録団体として不適当と認めたとき。

（申請）

第5条 チケットの交付を受けようとする登録団体は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第3号）により、市長に申請するものとする。

（交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、公益財団法人どうぶつ基金にチケットの交付を申請し、交付されたチケットについて、同条の規定による申請をした登録団体に交付するものとする。

（返還）

第7条 前条の規定による交付を受けた登録団体のチケットの使用方法が著しく不適当と認められるときその他市長が必要と認めたときは、市長は交付したチケットの返還を求めることができる。

（活動報告）

第8条 第6条の規定による交付を受けた登録団体は、チケットの使用期間が終了した後4日以内にさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）使用報告書（様式第4号）を市

長に提出するとともに、使用しなかったチケットを速やかに返却するものとする。

(免責)

第9条 登録団体又は地域住民、自治会等が行うTNR活動又は地域猫活動によって生じた事故について、市長は一切責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、チケットの交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録申請書

年 月 日

（宛先）大東市長

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、大東市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要領第4条第1項の規定により、下記の条件に同意の上、登録の申請を行います。

記

登録の条件

- 3名以上で構成し、かつ、半数以上が市内に在住すること（名簿は別紙のとおり）。
- 市及び地域住民や自治会等と連携し、地域猫活動を行える体制であること。
- 団体自らのホームページ、SNS等の電子媒体により、その活動を公開していること（ホームページのURL等は別紙のとおり）。
- 当該電子媒体を活用し、市民からの猫に関する相談を受け付け、その対応に当たれる体制であること。
- 市が受け付けた野良猫に関する苦情、相談等に対して、協働し、その対応に当たれる体制であること。
- 市が行う地域猫活動に関する啓発に協力すること。

※登録番号	
-------	--

※市記入欄

様式第3号（第5条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書

年 月 日

（宛先）大東市長

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、大東市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要領第5条の規定により、交付条件に同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 申請枚数 _____枚 ただし、使用期限 _____月末分

2. 交付条件

- 野良猫の捕獲、病院への搬送等は、申請団体が責任を持って行います。
- チケットの使用に当たり、問題が生じたときは、責任を持って対応いたします。
- チケットは、大東市内に生息する野良猫のみに使用します。
- 誤って対象外の猫を手術させないように、地域への周知と対策を行います。
- TNR活動のためにチケットを使用するときであっても、地域住民や自治会等の野良猫に関する相談を行った者と協働し、エサ及びトイレの管理を行うよう努めます。

様式第4号（第8条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）使用報告書

年 月 日

（宛先）大東市長

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を使用したので、大東市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要領第8条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 使用実績（使用期限_____月末分） 申請枚数_____枚 返還枚数_____枚

2. 使用の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	生息場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						